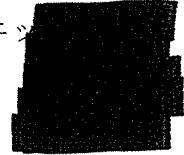


令和 6 年 6 月 14 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

主たる事務所の所在地 茨城県鉾田市新鉾田西二丁目 6 番地 1  
医療法人攻理会 きしろ整形外科クリニック  
理事長 木 城 智



決 算 届

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの決算を終了したので、医療法第 52 条第 1 項の規定により届出します。

記

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事監査報告書
6. 関係事業者との取引状況に関する報告書



[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書

A. 社会医療法人の場合、次の書類を添付すること。

6. 法第42条の2第1項第1号から第6号の要件に該当する旨を説明する書類

B. 社会医療法人債を発行した法人の場合は、次の書類を添付すること。(ただし、10及び11は社会医療法人に限る。)

7. 純資産変動計算書
8. キャッシュ・フロー計算書
9. 附属明細書
10. 公認会計士又は監査法人の監査報告書
11. 法第42条の2第1項第1号から第6号の要件に該当する旨を説明する書類

- (注) 1. 貸借対照表及び損益計算書は、病院、診療所又は介護老人保健施設別のものを提出する必要はなく、法人全体のものを提出すれば足りる。  
2. 提出は毎会計年度終了後3月以内である。  
3. 貸借対照表の純資産の額に変更があった場合は、登記事項（組合等登記令（昭和39年政令第29号）の変更登記が必要である。

## 様式 1

事 業 報 告 書  
(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)

## 1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人攻理会きしろ整形外科クリニック

- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )  
 ②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人  
 その他  
 ③  基金制度採用  基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 茨城県鉾田市新鉾田二丁目 6 番地 1

(3) 設立認可年月日 昭和 33 年 3 月 26 日

(4) 設立登記年月日 昭和 33 年 4 月 1 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	木城 智	
理 事	大場 文子	
同	木城 直子	
同	木城 民恵	
同		
同		
同		
監 事	大場 泰博	
同	鈴木 一弘	
評 議 員		
同		
同		

様式 1

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院				一般病床 床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床] 精神病床 床 感染症病床 床 結核病床 床
診療所	医療法人攻理会 きしろ整形外科クリニック	7210214	茨城県鉾田市新鉾田西二丁目6番地1	一般病床 0床 療養病床 0床 [医療保険 床] [介護保険 床]
介護老人保健施設				入所定員名 通所定員名
介護医療院				入所定員名 通所定員名

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

様式 1

(3) 収益業務（社会医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和<sup>6</sup>年<sup>5</sup>月<sup>10</sup>日 令和<sup>5</sup>年度決算の決定  
令和<sup>6</sup>年<sup>5</sup>月<sup>15</sup>日 令和<sup>6</sup>年度の事業計画及び収支予算の決定  
令和<sup>6</sup>年<sup>5</sup>月<sup>29</sup>日 令和<sup>6</sup>年度の借入限度額の決定

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

なし

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

なし

(9) その他の

## 様式2

法人名 医療法人攻理会 きしろ整形外科クリニック  
 所在地 茨城県鉾田市新鉾田西二丁目 6 番地 1

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

財 産 目 錄  
 (令和6年3月31日現在)

1. 資 産 領	136,862 千円
2. 負 債 領	57,964 千円
3. 純 資 産 領	78,898 千円

(内 訳)

(単位 : 千円)

区 分	金額
A 流動資産	88,787
B 固定資産	48,075
C 資産合計 (A+B)	136,862
D 負債合計	57,964
E 純資産 (C-D)	78,898

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

十	地	<input type="checkbox"/> 法人所有	<input checked="" type="checkbox"/> 貸借	<input type="checkbox"/> 部分的に法人所有	<input type="checkbox"/> (部分的に貸借)
建	物	<input type="checkbox"/> 法人所有	<input checked="" type="checkbox"/> 貸借	<input type="checkbox"/> 部分的に法人所有	<input type="checkbox"/> (部分的に貸借)

## 様式3-4

法人名 医療法人攻理会 きしろ整形外科クリニック  
 所在地 茨城県鉾田市新鉾田西二丁目6番地1

※医療法人整理番号

## 貸 借 対 照 表

(令和6年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	88,787	I 流動負債	7,094
II 固定資産	48,075	II 固定負債	50,000
1 有形固定資産	18,712		
2 無形固定資産	455		
3 その他の資産	28,908	負債合計	57,964
純資産の部			
科目	金額		
I 設立等積立金			5,800
II 資本剰余金			
III 繙越利益積立金			73,098
IV 評価・換金差額等			
		純資産合計	78,898
資産合計	136,862	負債・純資産合計	136,862

## 様式 4-2

法人名 医療法人攻理会 きしろ整形外科クリニック  
 所在地 茨城県鉾田市新鉾田西二丁目 6番地 1

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

損 益 計 算 書  
 (自 令和5年 4月 1日 至 令和6年 3月 31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本來業務事業損益	
1 事 業 収 益	118,031
2 事 業 費 用	111,829
本來業務事業利益	6,202
II 事 業 外 収 益	7,910
2 事 業 外 費 用	90
経 常 損 益	14,022
IV 特 別 利 益	0
V 特 別 損 失	0
税 引 前 当 期 純 利 益	14,022
法 人 税・住 民 税 及 び 事 業 税	1,950
当 期 純 利 益	12,072

法人名 医療法人攻理会 きしろ整形外科クリニック  
 所在地 鮎田市新鶴田西二丁目 6 番地 1

※医療法人整理番号 \_\_\_\_\_

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額(千円)	事業内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

## 監 事 監 査 報 告 書

医療法人攻理会 きしろ整形外科クリニック  
理事長 木城 智 殿

私は、医療法人攻理会 きしろ整形外科クリニック の令和4年会計年度（令和5年 4月 1日から令和6年 3月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、当院施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年 5月 10 日  
医療法人攻理会 きしろ整形外科クリニック

監事 大場 泰博

同 鈴木 一弘

